

3.4. 小括

1980年代半ばのビチェ村では、他村に暮らすMグループのメンバーも参加して、共同でのコブラ販売作業が行われていた。ワルサ漁での共同漁労、カツオの分配も維持されていた。ガトカエ島周辺の海域は、Mグループのメンバー利用権の対象であった。

しかしながら、例外的にビリ村周辺海域での漁船団の入漁料がビリ村住民に独占され始めるという変化が生じていた。ビリ村の人々は、ガトカエ島の四分化境界を海域について部分的に強調し、入漁料を独占した。ソロモンタイヨー社の漁船の操業にともない、ガトカエ島の人々は、Mグループのメンバー利用権の対象であった海域を、外部者に利用させることで利用料を獲得するという経験を始めることとなったのである。

1985年および1986年には、チュビウルで未婚の男女グループによる販売目的での焼畑が行われていた。1960年代、1970年代に引き続き、チュビウルの焼畑用地は、ビチェ村に暮らすVPグループのメンバー利用権の対象となっていたのである(表3-11)。

表3-11 ビチェ村の資源利用権の動態(1970年代～1980年代)

| 共同利用集団 | 利用権 | 1970年代 | 1980年代 |
|-------------------|---------|---|---|
| Mグループのみ | メンバー利用権 | 野生の動植物、石 (木彫り細工用樹木以外) 相互利用ネットワーク | 野生の動植物、石 (木彫り細工用樹木以外) 相互利用ネットワーク |
| | 優先利用権 | 全ての栽培植物、飼育動物 半栽培植物の一部 (ココヤシ、サゴヤシ カナリウムナッツ) 焼畑用地(タンバカ) | 全ての栽培植物、飼育動物 半栽培植物の一部 (ココヤシ、サゴヤシ カナリウムナッツ) 焼畑用地(タンバカ) |
| VPグループのみ | メンバー利用権 | 木彫り細工用樹木 | 木彫り細工用樹木 |
| | 優先利用権 | 半栽培植物の一部 (グメリナ、建築用樹木) | 半栽培植物の一部 (グメリナ、建築用樹木) |
| ビチェ村の VPグループのみ | メンバー利用権 | 焼畑用地(チュビウル) 焼畑用地(チョチョボカ) | 焼畑用地(チュビウル) |
| | 優先利用権 | 焼畑用地(ポレレ) | 焼畑用地(ポレレ) |

出所)聞き取り調査より作成した。

注)共同利用集団とは、他集団に許しを請うことなく各資源を共同利用している集団を示している。

グメリナはカヌーに用いられる樹木であり、木彫り細工用樹木とはコクタン、インドシタン、キバナイヌジシャなどである。

利用権が変化した資源については、太字斜体で記した。

また前述のように、1960年代以降、人口の増加にともなう家屋数の増加により、調理・食事場所が分散し、村全体での共同調理・食事は行われなくなっていた。かつては日を決めて村人総出で行っていたカナリウムナッツの採集も、1980年代には数家族が共同で行う程度になった。

1980年代末には、価格の低迷によりコブラの販売量が減少し、村人全体での採集作業は

行われなくなった。ワルサ漁の衰退にともない、村全体での共同漁労、魚の分配が日常的に行われることもなくなった。1980年代末以降、村人全体での共同作業としては、教会建設や村の清掃作業などが残るのみとなった。

村人同士での雇用労働は行われていなかったものの、1980年代半ば以降、村人全体での共同作業は限定的になり、主に複数の個人もしくは家族間での無償での共同作業が行われるようになったのである(図3-7)。

漁船団の操業は、一部の村による入漁料の独占とワルサ漁の衰退をもたらした。さらにコプラ販売の衰退や調理・食事場所の分散は、村全体、他村のM集団も参加する村全体での共同労働、贈与・分配というつながりを限定的なものにすることとなった。

ビチェ村、VP集団、M集団というつながりが完全に断られたわけではなかった。しかしながら、日常的にはビチェ村に暮らす一部の成員間での相互利用ネットワークが重視されるようになったといえよう。

また、コメ食が導入されたことは、ビチェ村の人々に食費の増加をもたらした。コプラ販売価格の低迷後、ビチェ村の人々は、コメを購入するという目的を含め、新たな収入源を模索し続けることとなったのである。

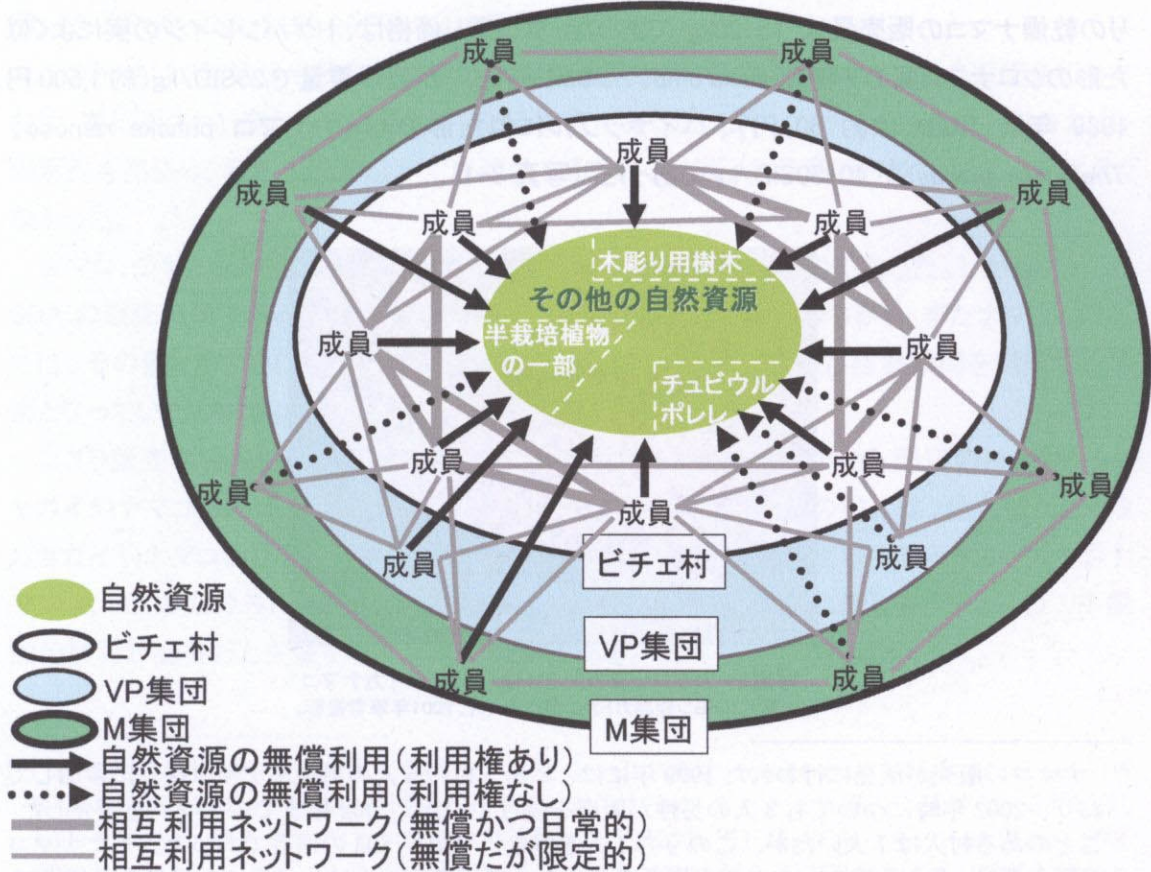


図3-7 1980年代のビチェ村のローカル・コモンズ

出所)筆者作成。

注)1960年代以降、ビチェ村はVP集団のみが居住する村となった。

各集団には成員と結婚した他集団出身者も含まれる。

VP集団の一部は、ペアヴァ村などにも居住している。

木彫り用樹木とは、木彫り細工用樹木の略である。

半栽培植物の一部とは、半栽培されているグメリナ、建築用樹木の一部を指す。

4. 1990年代前半:中国系商人や旅客船、外国漁船による魚介類の買い取り

4.1. 中国系商人の魚介類の買い取りにともなう海域の利用権の変化

1980年代にビチェ村出身女性と結婚した中国系商人ウィルソン・ウオン(Wilson Wong)は、ブニカ口港に居住して1980年代末からナマコやタカセガイの買い取りを活発化させていた。SDAの教義では、ナマコの食用および販売は禁じられていた。タカセガイについては食用は禁じられていたものの、殻の販売については許されていた。

1980年代にビチェ村の人々の主収入源となっていたコプラは、国際価格の低迷が続き、ガトカエ島におけるコプラの販売量は、1994年には1984年の100分の1以下にまで減少した(Hviding and Bayliss-Smith, 2000:211)。ビチェ村の人々は、コプラに代わる収入源を求め、一部の村人は禁忌を破り、ナマコ販売に走ったのである。

タカセガイについては、ビチェ村の周辺海域にはあまり多くなく、ビチェ村の人々にとって主要な収入源とはなっていなかった。またタカセガイはガトカエ島北西部に多く、ビチェ村にタカセガイ採集に来る他村者は稀であった。

ナマコについては、ビチェ村の東部および西部の礁池に数多く生息していた。ビチェ村では1989年に、3人の男性がナマコの販売を始めた。ナマコ採集は、年に1、2回行われ、1回当たりの乾燥ナマコの販売量は15-20kgであった。買い取り価格は、トゲバンレイシの実によく似た形のクロナマコ属の1種(puhaka omo, *Holothuria* sp.)が乾燥重量で25SID/kg(約1,500円。1989年時、1SIDは約60円)、パイナップルに似た形のバイカナマコ(puhaka ramoso, *Thelenota ananas*)が40-50SID/kgであった⁸⁰(写真3-1)。



写真3-1 クロナマコ属の1種(上)とバイカナマコ
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2001年筆者撮影。

⁸⁰ ナマコの販売が活発に行われた1999年には、ビチェ村の5人の男性がナマコ採集に参加しており、2002年時についても3人の男性が販売を続けていた。2002年までにナマコを販売したことのある村人は7人いたが、このうち1人を除き、全員がSDAの信者であった。またナマコの販売者は、2人を除き、すべて未婚者であった。既婚者の1人は、メラネシア教会の信者であった。

ビチェ村では、未婚者であればSDAの教義に背いても異端視せず、結婚後に教会の運営に協力し、教義に従うようになればよいとする考え方があった。未婚者は、教会でのお祈りや諸活動に参加しなくても、非難されるようなことはほとんどなく、ナマコの販売についても黙認されていた。

1989年のナマコの年間販売収入は、販売を行っていた村人1人当たり、750-2,000SID(約45,000円-120,000円)であった。ナマコの採集は、容易であり、村人3人により徹底的に採集され、ビチェ村の礁池ではすぐに枯渇化することとなった。村人らは、ナマコが激減すると数が増えるまで1-2年間採集を中断した。ビチェ村では2001年までに7人の村人がナマコ販売を行っていた⁸¹。

1980年代半ばのコブラの1世帯当たり年間販売収入が、120-680SID(約8,400円-47,600円)であったことからすれば、いかにナマコが一部の村人に大きな収入をもたらしたかがわかる。他の村人はナマコの販売を黙認し、日常会話のなかで多少の非難はするものの、何らかの罰則を科すようなことはなかった。SDAの定めた禁忌を犯して、ナマコを販売することに追随する村人はわずかであったが、ナマコを獲る村人への強い非難がなされるわけでもなく、一部の村人によるナマコの販売が続けられた。

ウォンは、フカヒレの買い取りも行ったが、フカヒレの販売をする村人は稀であった。1991年に、2人の既婚男性がフカヒレ販売を行い始め、1人が10kg、もう1人が30kgのフカヒレを37SID(約1700円)/kgで販売していた。このうち1人は、1年間のみでフカヒレの販売を止めたが、もう1人の既婚男性は、2002年時においても乾燥フカヒレを200-300SID(4000円-6000円。2002年時、1SIDは約20円)/kgで販売していた。

この男性は、結婚後も教会でのお祈りには全く参加せず、フカヒレとナマコの販売を行っており、異端視され、変わり者と見られている存在であった。しかしながら、他の村人はフカヒレの販売を黙認し、日常会話のなかで非難はするものの、何らかの罰則を科すようなことは全くなかった。

ナマコ、フカヒレともに、村人にとって大きな収入源となりうるものであった。しかしながら、SDAの販売禁忌であることが、販売への参加者を制限することにつながり、またナマコについては、その獲りやすさに対する資源量の少なさ自体も、採集者および採集期間を制限する要素となっていたといえよう。

コブラ販売価格の低迷に打撃を受けていたのはビチェ村だけではなく、周辺の村々でもタカセガイやナマコの販売が活発化することとなった。その結果、一部の村人は、他村者によるタカセガイやナマコの採集を牽制し始めた。そして、ビチェ村の周辺海域にあるタカセガイやナマコは、VP集団のみに成員利用権があり、その他の人々は、採集に際してビチェ村のVP集団の許可が必要だと主張するようになったのである。

⁸¹ 2001年時の乾燥ナマコの販売価格は、大便(pea)に似た puhaka pea (*Bobadschina* sp.) が45SID(約1100円。2001年時、1SIDは約25円)/kg、クロナマコ属の1種が52.5SID(約1300円)/kg、パイカナマコが67-80SID(約1600円-2000円)/kgであった。1999年から2000年にかけて、獲り過ぎによりナマコが激減したため、2000年8月以降はナマコの採集が行われなかった。2001年の3月から、ナマコの増え始めた礁池で少しずつナマコの採集と販売が再開された。

1999年以前にもナマコが激減したことがあり、その都度、再び増加するまで1-2年の採集中断が繰り返されていた。2002年にナマコの販売を行った村人3人の販売収入は、計2,733SIDであった。

4.2. 旅客船や外国漁船による魚介類・木彫り・石彫り細工の買い取りにともなう資源利用権の変化

1992年から、外国人旅行者を乗せた旅客船が毎月ガトカエ島を訪問するようになり、木彫りや石彫り細工が土産物として好まれたほか、魚やイセエビなどの魚介類の買い取りも行われた。

また1993年には、中国系漁業会社パウヤン社がウォンと提携して、ブニカロ港に支所を置き、ヨコシマサワラやオオウナギなど、SDAの販売禁忌対象魚を含む魚類全般およびイセエビ、ヤシガニ、フカヒレなどの買い取りを積極的に行った。ヨコシマサワラの買い取り価格は、1SID/kg(1993年時、1SIDは約40円)、その他の魚は、0.8SID/kgであった。イセエビ、ヤシガニ、フカヒレの買い取り価格は不明である。

SDAが販売を禁じているヨコシマサワラやオオウナギ、イセエビ、ヤシガニなどを販売する村人は、一部の未婚の男性のみであったが、その他の魚類の販売には多くの村人が参加し、村人による魚販売は活発化することとなった。巻き網で魚を大量に獲る村人もおり、村人は、パウヤン社への魚販売の活発化によって、ビチェ村周辺海域の魚が一時的に減り、獲りにくくなったと認識していた⁸²。

パウヤン社は、支所を置いたブニカロ港の土地の利用料および入漁料を支払わず、魚介類の買い取りのみを行っていた。ビチェ村の人々は、パウヤン社による魚介類の買い取りを歓迎したものの、ブニカロ港のあるビリ村の人々は、土地および海域の利用料を支払おうとしないパウヤン社への非難を始めた。そして、1994年にパウヤン社はブニカロ港からの撤退を余儀なくされることとなった。1970年代半ばから、ソロモンタイヨー社の漁船の入漁料を受け取るようになっていたビリ村の人々は、気前良く外部者の利用を許すのではなく、利用料を受け取るのを当然だと認識するようになったのである。

また、パウヤン社と入れ替わるように、オーストラリアの漁船2隻が1994年に来島し、イセエビや魚の買い取りを3カ月間行った。買い取り価格は、イセエビ、魚ともに2SID/kg(1994年時、1SIDは約30円)であった。

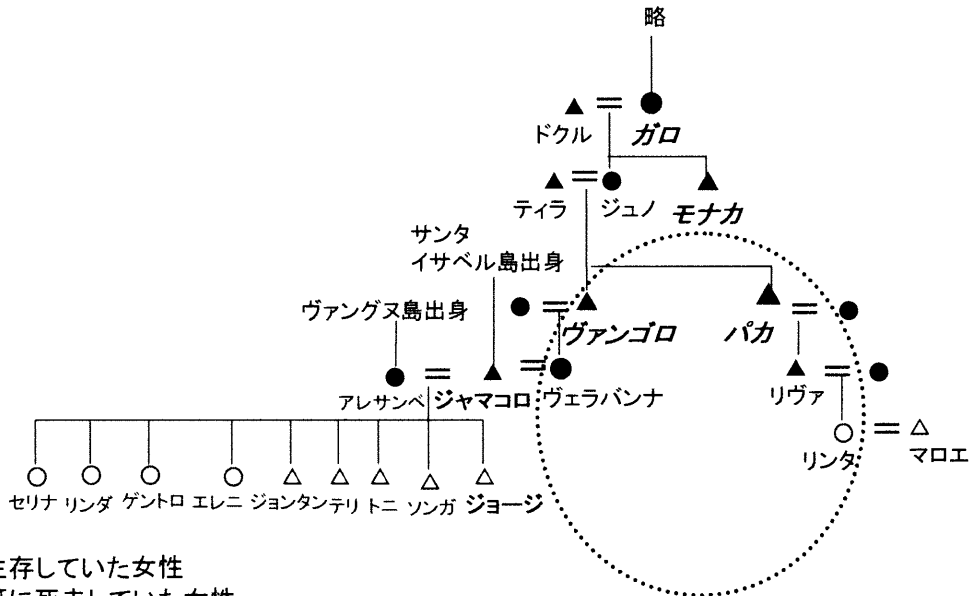
1994年末にオーストラリアの漁船が去ると、ホニアラ在住の看護師で、VPグループのメンバーであるローズマリー(Rosemary)が、ガトカエ島内の各村で魚を買い取って、ホニアラの病院や中央市場で販売する仲買業を始めた。買い取る魚は、SDAの食用禁忌対象ではない魚のみであり、月に1-3回ビチェ村でも買い取りが行われた。

また、この時期にはプロ島におけるヤシガニおよび、周辺海域でのイセエビの販売目的での採集も活発に行われた。とくに積極的に採集を行ったのは、カヴォラワタ村の未婚の男性らであった。カヴォラワタ村の人々の多くは、MグループであるもののVPグループではない(図3-8)。カヴォラワタ村の人々は、ガトカエ島の四分化後もMグループのメンバー利用権の対象となっていたブ

⁸² 巻き網は、1980年代初めから村に導入され始め、1990年代前半には3張りの巻き網がビチェ村にあった。

口島および周辺海域の資源を利用していた。

しかしながら、木彫り細工用樹木やイセエビ、ナマコ、ヤシガニを重要な収入源とする村人が増えるにしたがい、VP 集団の人々は、その他の村人がブロ島および周辺海域を利用する場合は、VP 集団に許しを請うべきと認識するようになった。



- 1990年時に生存していた女性
- 1990年時に既に死去していた女性
- △ 1990年時に生存していた男性
- ▲ 1990年時に既に死去していた男性
- = 婚姻関係
- 兄弟関係
- | 親子関係
- (dotted) VP集団

図3-8 1990年時のカヴォラワタ村の主要居住者の親族関係図

出所)聞き取り調査より作成した。

注)M集団の歴代のbangaraを太字斜体で記した。

カヴォラワタ村の自称チーフを太字で記した。このチーフらは、bangaraに認められていたわけではなかった。ここに記したカヴォラワタ村居住者は、それぞれ結婚し、子どもをもうけているがこの図では省略した。ジャマコロが養子にしていたアレサンベに手を出したことに怒ったヴェラバンナは、ジャマコロを離縁した。ジャマコロはアレサンベと再婚し、その子どもらがカヴォラワタ村の主要な居住者となっている。ヴェラバンナは、シアナと再婚し、ベアヴァ村に居住するようになった。

とくに、販売目的での資源の利用については、利用料を支払うべきと主張する村人も生じた。自家消費もされる魚については、VP 集団に許しを請うことが望ましいという程度の緩やかな規制の下、VP 集団以外の人々の漁労も認められた。このような村人の認識は、スポークスマンやその他の村人を通じて、それとなくカヴォラワタ村の人々など、VP 集団ではない他村居住者に伝えられた。

カヴォラワタ村の人々は、ブロ島および周辺海域の利用を遠慮するようになったが、VP 集団の人々の目に触れぬように、隠れて利用し続ける者もいた。しかしながら、カヴォラワタ村の人々がブロ島でヤシガニ採集を行っていても、それを直接的に非難し利用料を請求する村人はいなかった。ガトカエ島の慣習では、他者に対して面と向かって批判することは大きな禁忌とされていた。カヴォラワタ村の人々の行動が noro ではないと認識しつつも、他者を強く批判することもまた慣習的には noro ではないことから、強い規制を形成するには至らなかったの

である。

さらに、1980年代末から1990年代にかけて、カヴォラワタ村の人々によるチュビウルの石彫り用石の採集が活発化した。前述のように、チュビウルはガトカエ島内において、石彫り用石の唯一の産地であった⁸³。

ビチェ村の人々は、M 集団の成員による石の採集を、気前良く寛容に認めてきた。しかしながら、外国人旅行者による石彫り細工の購入が活発化すると、ビチェ村の人々は、チュビウルの石は VP 集団にのみ成員利用権があると認識し、その他の村人は、利用に際して VP 集団の許しを得るべき、と主張するようになった。

このような警告がカヴォラワタ村に伝えられたのちも、カヴォラワタ村の人々によるチュビウルでの石採集が続くと、ビチェ村の人々は船外機付きボートでチュビウルに行き、直接採集者らへの強い抗議を行った。これは、慣習的には大きな禁忌とされる行動であり、それだけビチェ村の人々による怒りが大きかったことを意味している。

ビチェ村の人々が、カヴォラワタ村の人々に強い抗議を行った理由としては、1980年代においても、カヴォラワタ村の人々が警告を無視して、プロ島で木彫り細工用樹木やヤシガニ、イセエビなどを許しを得ずに獲っており、やんわりとした警告では意味がないと認識していたことが挙げられる。

また、カヴォラワタ村の主要な成員の祖となっているジャマコロ(Jamakolo)が、他島出身であること(図 3-8)、さらにジャマコロは、ヴァンゴロの娘ヴェラバンナ(Velabana)から離縁された roroto として、VP 集団の人々から「はぐれ者」と認識されており、カヴォラワタ村はその子孫らが居住する「はぐれ者の村」と見られてきたことも関係していると考えられる。

この抗議以降、カヴォラワタ村の人々による石彫り用石の採集は行われなくなった。

1990年代前半には、ビチェ村の共用の船外機以外に、3 台の船外機を個人所有する村人がいた。ビチェ村の人々の一部は、木彫り細工や石彫り細工、石壺、魚介類、農作物などを販売した収入を自分用の船外機の購入に充てたのである。

1980年代半ばのワルサ漁の衰退以降、船外機付きボートでカツオを追い回して、ゴムもしくはプラスチック製の疑似餌で釣り上げる漁法(karumae makasi)が行われるようになった。しかしながら、karumae makasi にはガソリン代がかかることから、村全体に魚が分配されることはなくなった。カツオの分配は、出漁者およびカツオを捌く作業を手伝った村人などに分けられることがある以外は、調理したものを隣家に振舞う程度となったのである。

4.3. 家屋数の増加にともなう他村からの建材調達

本項では、1996年の商業伐採導入前の建築用樹木の利用権について、実際の家屋に利用されていた建材の調達事例から確認していくこととする。

⁸³ ガトカエ島のみでなく、ソロモン諸島全域においても、チュビウルは数少ない石彫り用石の産地であった。ラノンガ(Ranonga)島も石彫り用石の産地として知られているが、ビチェ村の人々は、ラノンガ島の石は、水などで濡れたり、時間が経つと崩れてしまうと低い評価を与えている。

2001年の調査時にビチェ村に居住していた24世帯のうち、家屋を新築中もしくは一部改築中であった8世帯、調査時に一時的に在村していなかった1世帯を除く、15世帯の家屋は、1983年から1995年までの間に建てられていた。ガトカエ島内での商業伐採は、1997年から始まっており、これら15世帯の家屋の柱や床板などの建材に用いられている建築用樹木の調達方法を把握することで、商業伐採以前の建築用樹木の利用慣習を明らかにすることができる⁸⁴。

把握した建築用樹木の調達事例は、木材が269事例、サゴヤシの葉が66事例、ニツパヤシが6事例の計341事例である⁸⁵。

まず、ビチェ村内から建材を調達した事例について説明する。

ビチェ村内の原生林および二次林の建築用樹木は、Mグループの成員利用権の対象資源であり、Mグループであれば許しを請うことなく利用することができた(表3-12)。許しを請うて利用していたのは、ある休閑林に隣接する原生林で建築用樹木の伐採を行った村人が、伐採に際し、休閑林を含む焼畑用地の優先利用権の保有者に、伐採許可を求めていた1事例のみであった。

表3-12 ビチェ村の原生林・二次林からの建材調達事例と材積

| 調達地 | 事例数 | 材積(c㎡) |
|--------|-----|-----------|
| 原生林から | 17 | 4,828,469 |
| 許しを請うた | 1 | 22,880 |
| 許しを請わず | 16 | 4,805,589 |
| 二次林から | 16 | 3,439,612 |
| 許しを請わず | 16 | 3,439,612 |
| 合計 | 33 | 8,268,081 |

出所)聞き取り調査および計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の実例の総数である。

ナッツ林でも、建築用樹木の伐採を行った事例が16あった。このうち、ナッツ林内のカナリウムナッツの優先利用権保有者に許可を得てから伐採したのは、1事例97,200c㎡のみであった(表3-13)。残りの15事例1,883,863c㎡については、優先利用権保有者から許可を得ぬまま、伐採を行っていた。

15事例のうち、カナリウムナッツを伐採したのは2事例39,960c㎡であったが、伐採者自身が優先利用権を保有しており、自らの裁量で伐採を行っていた。他者が優先利用権を持つナッツ林内のカナリウムナッツを伐採することは、避けられていたのである。

⁸⁴ 家屋の建築後、床や壁などの補強のため、1997年以降も新たに建築用樹木を伐採し、利用している箇所も一部に含んでいる。

屋根や壁材のサゴヤシの葉や柱材の耐用年数は、8-10年である。

⁸⁵ 家屋の各部位に利用している建築用樹木について、樹種もしくは調達地が異なる場合は、それぞれを異なる事例として区別した。例えば、柱用に3つの異なる樹種を同じ場所から調達していれば、3事例となり、ひとつの樹種を3箇所から調達していても3事例となる。同じ場所から調達した同じ樹種を異なる部位で利用していた場合でも、それぞれを別の事例として区別した。

その一方で、家屋の増加にともない居住域が広げられることになり、家屋の建築予定地およびその周辺のカナリウムナッツが伐採されていた。居住域内にあったカナリウムナッツを伐採していた10事例4,828,130 cm³のうち、優先利用権保有者から許可を得て伐採を行っていた8事例の材積は、3,826,130 cm³、79%を占めていた(表 3-14)。

他出者が優先利用権を持つカナリウムナッツを無許可で伐採していた事例が1あったものの、カナリウムナッツの伐採については、優先利用権保有者に許可を得るべきと認識されていたといえよう。

食用および贈与資源としてのカナリウムナッツの利用が重要視されており、カナリウムナッツの伐採は避けられていた。その一方で、居住域内では家屋数の増加にともない、周辺のカナリウムナッツを伐採する事例が生じていたものの、その際カナリウムナッツの優先利用権保有者を無視するような伐採は行われていなかったのである。

表3-13 ビチエ村のナッツ林からの建材調達事例および材積

| 調達地 | 事例数 | 材積(cm ³) |
|--------------------------|-----|----------------------|
| ナッツ林から | 16 | 1,981,063 |
| 許しを請うた | 1 | 97,200 |
| ナッツの伐採 | 0 | 0 |
| その他の村人のナッツ林内のナッツ以外の樹木の伐採 | 1 | 97,200 |
| 許しを請わず | 15 | 1,883,863 |
| ナッツの伐採 | 2 | 39,960 |
| 自分のナッツ林内のナッツ | 2 | 140,044 |
| 父母・兄弟のナッツ林内のナッツ以外の樹木の伐採 | 6 | 703,156 |
| その他の村人のナッツ林内のナッツ以外の樹木の伐採 | 7 | 1,040,663 |

出所)聞き取り調査および計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

父母・兄弟とは、採集者にとっての実の父母・兄弟を指す。

ナッツとは、カナリウムナッツのことである。

表3-14 ビチエ村居住域からの建材調達事例および材積

| 調達地 | 事例数 | 材積(cm ³) | 割合(%) |
|------------|-----|----------------------|-------|
| 居住域から | 10 | 4,828,130 | 100 |
| 許しを請うた | 8 | 3,826,130 | 79 |
| 父母・兄弟のナッツ | 3 | 1,548,250 | 32 |
| その他の村人のナッツ | 5 | 2,277,880 | 47 |
| 許しを請わず | 2 | 1,002,000 | 21 |
| 自分のナッツ | 1 | 346,800 | 7 |
| 他出者のナッツ | 1 | 655,200 | 14 |

出所)聞き取り調査および計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

父母・兄弟とは、採集者にとっての実の父母・兄弟を指す。

ナッツとは、カナリウムナッツのことである。

また、ナッツ林内には、カナリウムナッツ以外の建築用樹木も自生していた。ナッツ林内のカナリウムナッツ以外の野生の樹木を伐採した14事例1,841,019 cm³のうち、ナッツ林の優先利用権保有者に許可を得てから伐採を行った事例は1事例97,200 cm³のみであった(表3-13)。ナッツ林内のカナリウムナッツの優先利用権保有者は、ナッツ林内の全樹木への優先利用権を認められていたわけではなく、カナリウムナッツ以外の建築用樹木については、M 集団の成員利用権の対象資源として共同利用されていたのである。

休閒林内の残存高木についても、建築目的で伐採されることがあった。自らの属する小集団が優先利用権を持っている休閒林内で伐採する場合は、小集団内の他の成員に許しを請うことなく、伐採を行っていた(表3-15)。

一方で、他の小集団が優先利用権を持っている休閒林から伐採したのは、15事例1,864,255 cm³であった。このうち優先利用権保有小集団から許可を得て伐採を行っていたのは、7事例965,173 cm³であった(表3-15)。

休閒林内には、パイナップルやキャッサバなどが部分的に残っていることがあった。これらの周囲にあった建築用樹木については、伐採に際して残存農作物の栽培者を無視することなく、間接的優先利用を認め、許しを請うて利用することがあったのである。

表3-15 ビチエ村内の休閒林からの建材調達事例および材積

| 調達地 | 事例数 | 材積(cm ³) |
|-------------|-----|----------------------|
| 休閒林から | 22 | 2,382,504 |
| 許しを請うた | 7 | 965,173 |
| その他の小集団の休閒林 | 7 | 965,173 |
| 許しを請わず | 15 | 1,417,331 |
| 自小集団の休閒林 | 7 | 518,249 |
| その他の小集団の休閒林 | 8 | 899,082 |

出所) 聞き取り調査および計測調査より作成した。

注) 事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

海岸部にもカロフィルムのような建築用樹木は多く、ココヤシ林内にも自生していることがあった。ココヤシ林からの建築用樹木の伐採は、24事例あり、その総材積は5,127,975 cm³であった(表3-16)。

このうちココヤシ林の優先利用権保有者に許しを請うたのは9事例、2,502,304 cm³であり、総材積の49%であった。伐採者の実の父母や兄弟が優先利用権を持つココヤシ林で、建築用樹木を伐採した8事例1,358,899 cm³のうち、2事例282,600 cm³は、伐採前に許しを請うた材積であった。6事例については、実の父母や兄弟が優先利用権を持つココヤシ林で、許しを得ることなく、建築用樹木を伐採していた⁸⁶。

また、実の父母や兄弟以外の村人が優先利用権を保有しているココヤシ林内での建築用樹木の伐採は、11事例2,413,722 cm³であり、このうち優先利用権保有者に許しを請うたのは、

⁸⁶ ここでいう「兄弟」には、兄弟のみでなく姉妹も含んでいる。

7 事例 2,219,704 cm³であった(表 3-16)。

伐採者自身が優先利用権を持っていないココヤシ林での建築用樹木の伐採は、19 事例 3,772,621 cm³であり(表 3-16)、ココヤシ林から調達した建材の 73%を占めていた。ココヤシ林内の建築用樹木は、ココヤシの優先利用権保有者であるかどうかに関わらず、ビチェ村居住者を含む、M 集団全体の共同資源として利用され続けてきた側面があるといえよう。

表3-16 ビチェ村内のココヤシ林からの建材調達事例および材積

| 調達地 | 事例数 | 材積 (cm ³) | 割合 (%) |
|--------------|-----|-----------------------|--------|
| ココヤシ林から | 24 | 5,127,975 | 100 |
| 許しを請うた | 9 | 2,502,304 | 49 |
| 父母・兄弟のココヤシ林 | 2 | 282,600 | 6 |
| その他の村人のココヤシ林 | 7 | 2,219,704 | 43 |
| 許しを請わず | 15 | 2,625,671 | 51 |
| 自分のココヤシ林 | 5 | 1,355,354 | 26 |
| 父母・兄弟のココヤシ林 | 6 | 1,076,299 | 21 |
| その他の村人のココヤシ林 | 4 | 194,018 | 4 |

出所)聞き取り調査および計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

父母・兄弟とは、採集者にとつての実の父母・兄弟を指す。

前述のように、休閑林を含む焼畑用地内およびココヤシ林内の野生の建築用樹木については、焼畑用地もしくはココヤシの優先利用権保有者に間接的優先利用権が認められることがあった。

休閑林内、ココヤシ林内の建築用樹木の伐採時には、優先利用権を持っている小集団もしくは個人に許しを求めることが望ましいとする村人がいる一方で、間接的優先利用権を認めず、自由に伐採を行う村人もいた。休閑林内およびココヤシ林内の建築用樹木の間接的優先利用権は、村人全体の共通認識とはなっていない、あいまいな優先利用権であり、許しを得ずに伐採をしても何らかのいさかひや問題が生じた事例、伐採者に罰則が科された事例は見つからなかった。

焼畑内に残された高木もしくは倒木を利用していた 17 事例 1,716,371 cm³については、すべて伐採者自身が優先利用権を持っていた焼畑で伐採を行っていた事例のみであり、自由な利用がなされていた。

サゴヤシについては、ビチェ村において食用とすることはほとんどなく、その小葉を屋根および壁の建材として用いることが主であった⁸⁷。家屋に用いられていたサゴヤシの小葉のうち、58 事例 175,461 枚、全体の 92%が二次林から採集されていた(表 3-17)。ここには、他村の二次林から採集したサゴヤシも含まれている。

⁸⁷ 約 1 年 3 ヶ月間の調査期間中において、村人がサゴヤシの幹部分に含まれる澱粉を食用としていた機会を見ることができたのは 3 度のみであった。村人は澱粉の採取に手間がかかることを嫌っており、また居住域周辺にサゴヤシが少ないことから、サゴヤシを食用とすることはまれであった。

表3-17 サゴヤシの調達方法別事例数及び枚数

| 調達地 | 事例数 | 枚数 | 割合(%) |
|---------|-----|---------|-------|
| 休閑林から | 1 | 1,539 | 0.8 |
| ココヤシ林から | 6 | 13,408 | 7.0 |
| 二次林から | 58 | 175,461 | 92.0 |
| 居住域から | 1 | 240 | 0.1 |
| 合計 | 66 | 190,648 | 100.0 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

二次林からサゴヤシの小葉を採集していた58事例のうち、村人が自生(totarendi)と認識していたサゴヤシを利用していたのは、7事例 15,272枚のみであった(表3-18)。その他の51事例 160,189枚は、ビチェ村の村人もしくは他村者が移植することでchakeiし、優先利用権を保有していたサゴヤシであった。村内および周辺村において、サゴヤシの生育する低湿地は限られており(図2-13)、サゴヤシの多くに優先利用権保有者がいたのである。

二次林内において、採集者の実の父母や兄弟が優先利用権を保有していたサゴヤシから、葉の採集を行っていた11事例 25,053枚のうち、優先利用権保有者に許しを得て採集を行っていたのは、1事例 1,056枚のみであった(表3-18)。許しを請うて利用していた理由は把握できなかった。その他の10事例については、実の父母や兄弟が優先利用権を持つサゴヤシの葉を、許しを請うことなく採集していた。実の父母兄弟間では、サゴヤシが自由に共同利用されることが多かったといえよう。

表3-18 二次林からのサゴヤシの調達事例数および枚数

| 調達地 | 事例数 | 枚数 | 割合(%) |
|-------------------|-----|---------|-------|
| 二次林から | 58 | 175,461 | 100.0 |
| 許しを請うた | 30 | 84,917 | 48.4 |
| 村内で管理されていたサゴヤシ | 19 | 49,153 | 28.0 |
| 父母・兄弟が管理していたサゴヤシ | 1 | 1,056 | 0.6 |
| その他の村人が管理していたサゴヤシ | 18 | 48,097 | 27.4 |
| 村内の自生のサゴヤシ | 2 | 1,651 | 0.9 |
| サゲオナ村で管理されていたサゴヤシ | 9 | 34,113 | 19.4 |
| 父母・兄弟が管理していたサゴヤシ | 0 | 0 | 0.0 |
| その他の村人が管理していたサゴヤシ | 9 | 34,113 | 19.4 |
| 許しを請わず | 28 | 90,544 | 51.6 |
| 村内 | 17 | 42,816 | 24.4 |
| 自分が管理していたサゴヤシ | 1 | 700 | 0.4 |
| 父母・兄弟が管理していたサゴヤシ | 6 | 11,804 | 6.7 |
| 故人が管理していたサゴヤシ | 5 | 16,691 | 9.5 |
| 自生のサゴヤシ | 5 | 13,621 | 7.8 |
| サゲオナ村 | 11 | 47,728 | 27.2 |
| 採集者自身が管理していたサゴヤシ | 6 | 25,295 | 14.4 |
| 父母・兄弟が管理していたサゴヤシ | 4 | 12,193 | 6.9 |
| 故人が管理していたサゴヤシ | 1 | 10,240 | 5.8 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注)父母・兄弟とは、採集者にとっての実の父母・兄弟を指す。

故人とはサゴヤシの葉の採集時に既に死去していた者を指し、採集者の実の父母・兄弟は含まない。事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

採集者やその実の父母・兄弟、故人以外のビチェ村居住者およびサゲオナ村の村人が、優先利用権を保有していたサゴヤシから葉を採集していた 32 事例 93,458 枚は、すべて優先利用権保有者に許しを得てから採集されていた(表 3-19)。

サゴヤシは、優先利用権を持つ実の父母兄弟間で共同利用されていたものの、実の父母兄弟というつながりを越えた共同利用が自由に行われていたわけではなく、優先利用権保有者が実の父母兄弟以外である場合は、採集許可を得ることが求められていたのである。

ただし、サゴヤシの優先利用権保有者が他者の利用を拒んだ事例は把握できなかった。サゴヤシの優先利用権保有者は、みなで利用する資源を chakei しているものであり、寛容に他者の利用を認めることが求められていたといえよう。優先利用権保有者にとって、自らが優先利用権を持つ資源を他者に利用させる、また他者が利用するのは、自らの気前の良さや、寛容さを示す機会であった。利用者は、優先利用権保有者が自らの「豊かさ」を示せる機会を奪うことなく、利用に際し許しを請うていたのである。

また、村人は優先利用権保有者が近く家屋の建築、屋根の葺き替えや壁の修復を予定していないかどうかをそれとなく探ったうえで、利用許可を請うており、相手が寛容に振舞えないような要求をしないようにしていたことも大きいと考えられる。

表3-19 採集者及びその父母・兄弟、故人以外の村人が利用権を保有していたサゴヤシの採集事例

| 調達地 | 事例数 | 枚数 |
|--------------------------------|-----|--------|
| ココヤシ林から | 5 | 10,981 |
| 許しを請うた | 5 | 10,981 |
| ビチェ村のその他の村人のココヤシ林内で管理されていたサゴヤシ | 5 | 10,981 |
| 二次林から | 27 | 82,477 |
| 許しを請うた | 27 | 82,477 |
| ビチェ村のその他の村人が管理していたサゴヤシ | 18 | 48,097 |
| サゲオナ村のその他の村人が管理していたサゴヤシ | 9 | 34,380 |
| 許しを請わず | 0 | 0 |
| 合計 | 32 | 93,458 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注)その他の村人とは、採集者およびその実の父母・兄弟、もしくは故人以外の村人を指す。

事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

また、故人が優先利用権を保有していたものの、その優先利用権が明確に相続されていないサゴヤシから葉の採集を行った 7 事例 18,470 枚では、自由に採集が行われていた(表 3-20)。この 7 事例は、サゴヤシの優先利用権が必ずしも明確に相続されていくわけではないことを示している。

サゴヤシの優先利用権保有者が死去したことで、自動的に優先利用権がその子孫らに相続されるわけではなく、相続者が利用し、また他の村人が、優先利用権相続者の許しを得て利用を繰り返していくことで、優先利用権の相続者が明確になっていったと考えられる。

しかしながら、屋根材や壁材としての耐用年数が 8 年ほどであるサゴヤシの葉の採集は、数年に 1 回程度行われるに過ぎなかった。さらに、サゴヤシの寿命は 15 年程度であり、また屋根材や壁材に用いることのできる大きさに葉が成長するまで、7 年ほどかかるため、葉の採

集の際にサゴヤシを伐倒しなかったとしても、1本のサゴヤシから、葉を採集できるのは2回程度であると考えられる。

表3-20 故人から利用権が明確に相続されていないサゴヤシからの採集事例

| 調達地 | 事例数 | 枚数 |
|------------------|-----|--------|
| 休閑林から | 1 | 1,539 |
| 許しを請わず | 1 | 1,539 |
| 村内の故人が管理していたサゴヤシ | 1 | 1,539 |
| 二次林から | 5 | 16,691 |
| 許しを請わず | 5 | 16,691 |
| 村内の故人が管理していたサゴヤシ | 5 | 16,691 |
| 他村で故人が管理していたサゴヤシ | 1 | 10,240 |
| 居住域から | 1 | 240 |
| 許しを請わず | 1 | 240 |
| 故人が管理していたサゴヤシ | 1 | 240 |
| 合計 | 7 | 18,470 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注)故人とは、サゴヤシの葉の採集時にすでに死去していた者を指し、採集者の実の父母・兄弟は含まない。
事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

優先利用権保有者が移植したサゴヤシで行われる葉の採集は、1、2回に過ぎず、周辺のサゴヤシは、コウモリが実を食べたことで増えたと村人から認識されていた。優先利用権保有者は、低湿地にサゴヤシを数本植えることで、サゴヤシの群生地ができるきっかけを作ったのみであり、その後にサゴヤシを増やしたのはコウモリであると認識されるのである。そのため、サゴヤシの優先利用権保有者がその利用権を主張できるのは、移植した数本のサゴヤシのみであり、そのサゴヤシが枯死した後に周囲に残るサゴヤシについては、優先利用権があいまいになっていくと考えられる。

優先利用権保有者の死後、優先利用権があいまいになったサゴヤシは、M 集団の成員利用権の対象となり、共同利用されていた。村人がM 集団で共同利用する成員利用権の対象としていたサゴヤシには、優先利用権保有者があいまいなサゴヤシ、およびその周囲にあるコウモリによって増えた(と認識されている)サゴヤシも含まれていた(表 3-21)。

表3-21 M集団の成員利用権の対象となっていたサゴヤシからの採集事例

| 調達地 | 事例数 | 枚数 |
|----------------------------|-----|--------|
| 村人が自生だと認識していたサゴヤシ | 7 | 15,272 |
| bangaraに許しを請うた | 2 | 1,651 |
| 許しを請わず | 5 | 13,621 |
| 故人から子孫に利用権が明確に相続されていないサゴヤシ | 8 | 28,710 |
| 許しを請うた | 0 | 0 |
| 許しを請わず | 8 | 28,710 |
| 合計 | 15 | 43,982 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注)故人とはサゴヤシの採集時に既に死去していた者を指し、採集者の実の父母・兄弟は含まない。
事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

これらのサゴヤシから葉を採集した 15 事例 43,982 枚のうち、13 事例 42,331 枚については、コウモリによって増えた木だとして、村人は自由に葉の採集を行っていた。その他の 2 事例 1,651 枚については、コウモリによって増えた木であると認識していたものの、M 集団の資源全体の管理者である bangara から許しを得て、採集を行っていた。

一方で、サゴヤシの優先利用権が故人から子孫に相続されていった事例もある。故人からサゴヤシの優先利用権を相続していた村人が、6 人いた。この 6 人が優先利用権を相続したサゴヤシからの葉の採集は、23 事例 70,214 枚であった(表 3-22)。

このうち、優先利用権相続者本人以外、もしくはその実の父母・兄弟以外の村人が葉の採集を行ったのは、13 事例 29,621 枚であった。この 13 事例すべてが、優先利用権相続者の許しを得てから、葉の採集を行っていた。

故人からサゴヤシの利用権を相続した 6 人のうち、4 人はビチェ村に居住し続けていた村人であり、2 人は他村に居住しているものの、カナリウムナッツ採集などの目的で、年に数回の帰村を繰り返していた。サゴヤシを植えた村人が死去したのちでも、その村人の子孫が村に居住もしくは頻りに帰村する場合は、サゴヤシの優先利用権の相続が強調されることにより、他の村人も許可を得てから採集を行っていたと考えられる。

その一方で、他村に暮らす優先利用権保有者が長期にわたり帰村せず、利用したくても許しを請うのが難しい場合や優先利用権の相続があいまいになったサゴヤシについては、コウモリが増やした木だからという考え方(言い分)が持ち出され、bangara に許しを請うもしくは許しを請わぬまま利用されていたと考えられるのである⁸⁸。

表3-22 故人から優先利用権を相続したサゴヤシからの採集事例

| 調達地 | 事例数 | 枚数 |
|------------------|-----|--------|
| 故人から相続したサゴヤシから採集 | 23 | 70,214 |
| 相続者以外の村人による採集 | 18 | 44,619 |
| 許しを請うた | 13 | 29,621 |
| 父母兄弟のサゴヤシから採集 | 0 | 0 |
| その他の村人のサゴヤシから採集 | 13 | 29,621 |
| 許しを請わず | 5 | 14,999 |
| 父母兄弟のサゴヤシから採集 | 5 | 14,999 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注) 父母・兄弟とは、採集者にとっての実の父母・兄弟を指す。

故人とは、サゴヤシの葉の採集時に既に死去していた者を指し、採集者の実の父母・兄弟は含まない。

事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

また、ビチェ村の居住者同士で、サゴヤシの優先利用権および葉、屋根や壁の材料を売買することは全くなかった。

ビチェ村内の原生林や二次林内の建築用樹木は、M 集団の成員利用権の対象であり、成員であれば自由に伐採が行われていた。サゴヤシについては、実の父母兄弟間で共同利用

⁸⁸ 利用権は、資源を利用し続け、働きかけ続けること、もしくは資源を共同利用する人々と頻りに何らかの形につながっていること、すなわち相互利用ネットワークの成員としての存在感を示し続けることで、認められ続けていくとも考えられる。

されるほか、コウモリによってサゴヤシが増えていくと認識され、優先利用権自体があいまいになり、優先利用権保有者の死後、もしくは他出後にM 集団の成員利用権の対象となっていくこともあった。

ビチェ村内のナッツ林についても、林内のカナリウムナッツ以外の建築用樹木については、ナッツ林の優先利用権保有者以外の村人も自由に伐採を行っており、M 集団の成員利用権の対象となっていた。

焼畑については、焼畑の優先利用権保有者自身が伐採を行っていた事例のみであった。ビチェ村内の休閒林やココヤシ林内の建築用樹木については、間接的優先利用権が主張されることがあったものの、休閒林やココヤシ林内の優先利用権保有者らが他の村人の利用を排除することはなかった。

次に、他村・他島から調達した建材について説明する。

前述のように、1954 年までビチェ村の居住域には母屋が 5 軒、若者小屋が 1 軒、調理小屋兼食事小屋が 1 軒あるのみであり、建築用樹木は居住域の周辺で十分に賅うことができた。しかしながら、家屋数が増加するにしたがい、居住域の周辺で搬出が容易な場所にある建築用樹木は減少した。そして、家屋数が 50 軒にまで増加した 1980 年代から 1990 年代前半にかけて、カヌーやボートを用いて、他村、他島から調達した建材が半分以上を占めるようになっていった(図 3-9)。

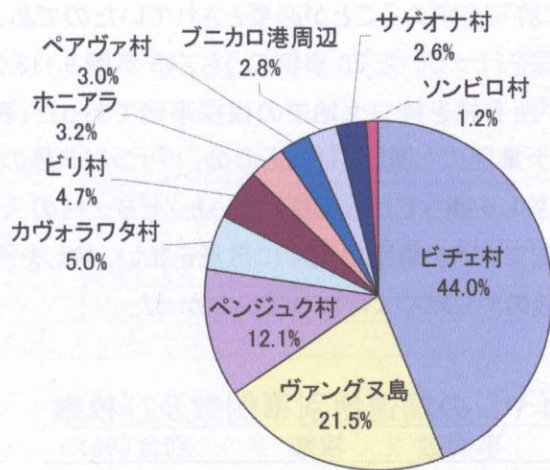


図3-9 建材の調達地別材積割合

出所)2001年の調査時に在村しており、家屋の改築作業中ではなかった15世帯を対象とした聞き取りおよびメジャーを用いた計測調査から作成した。

ビチェ村内に生育していないニツパヤシについては、1950 年代以前からソンビロ村から調達されていた。1980 年代から 1990 年代前半にかけては、ソンビロ村もしくはヴァングヌ島から採集したものが用いられていた(表 3-23)。ニツパヤシは、家屋の内壁などに用いられていた。

表3-23 ニツパヤシの調達事例別枚数

| 調達地 | 事例数 | 枚数 | 割合(%) |
|--------------------|-----|-------|-------|
| 原生林から | 6 | 3,806 | 100.0 |
| 許しを請うた | 5 | 2,106 | 55.3 |
| うちゾンビロ村の他島者の原生林 | 4 | 1,506 | 39.6 |
| うちヴァングヌ島の他島者の原生林 | 1 | 600 | 15.8 |
| 許しを請わず | 1 | 1,700 | 44.7 |
| うちヴァングヌ島の採集者の父の原生林 | 1 | 1,700 | 44.7 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

また、低湿地の少ないビチェ村内にはあまり生育していないサゴヤシの葉についても、1950年代以前からサゲオナ村などから調達されていた。1980年代から1990年代前半にかけても、サゲオナ村から調達した葉が20事例81,841枚、全枚数の42.9%を占めていた(表3-24)。

他村で伐採した101事例の建築用樹木の材積は、24,468,984 cm³であり、このうち78事例18,076,500 cm³は、伐採の際に樹木のある土地を管理しているチーフなどから許しを得て、調達したものであった(表3-25)。

他村において、チーフなどから許しを得ずに建築用樹木の伐採を行っていた23事例6,392,484 cm³のうち、伐採者自身もしくはその実の父母・兄弟が利用権を持っていない森林で伐採を行ったのは、1事例587,808 cm³のみであった⁸⁹⁾。伐採者やその実の父母兄弟が利用権を持っていない他村の森林で伐採を行う場合、その森林が原生林や二次林、ココヤシ林などであっても、他村のチーフなどに許可を求めることが必要とされていたのである。

また、他村で許しを得て伐採を行っていた78事例のうち、48事例9,118,048 cm³は、ヴァングヌ島東南部のマロアナ集団が所有権を持つ土地での伐採事例であった(表3-25)。ビチェ村のVP集団の多くが、マロアナ集団にも属していたものの、ヴァングヌ島のマロアナ集団の土地で伐採を行う場合は、必ず許しを請うてから伐採していた。ビチェ村の人々は、日常的にその土地を利用しchakeiしてきたマロアナ集団の人々に敬意を払い、許しを得てから伐採していたのである。伐採に際して金銭のやり取りは行われていなかった。

表3-24 サゴヤシの調達地別事例数及び枚数

| 調達地 | 事例数 | 枚数 | 割合(%) |
|-------|-----|---------|-------|
| 村内 | 46 | 108,807 | 57.1 |
| サゲオナ村 | 20 | 81,841 | 42.9 |
| 合計 | 66 | 190,648 | 100.0 |

出所)聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注)事例数とは、15世帯の各家屋について、屋根や壁などの部位別に用いられているサゴヤシの調達先の事例の総数である。

⁸⁹⁾ ヴァングヌ島やペンジュク村などのココヤシ林に優先利用権を持っているビチェ村住民がいたほか、カヴォラワタ村やピリ村などでは、原生林や二次林が区画分けされ、個人もしくは親族集団ごとに優先利用権が認められるようになりつつあった。ただし、このような区画分けについて、bangaraが認めていたわけではなかった。

表3-25 調達地別建材材積

| 調達地 | 事例数 | 材積 (cm ³) |
|-------------|-----|-----------------------|
| ピチエ村 | 122 | 24,304,124 |
| 許しを請うた | 26 | 7,413,687 |
| 許しを請わず | 96 | 16,890,437 |
| 他村 | 101 | 24,468,984 |
| 許しを請うた | 78 | 18,076,500 |
| その他の村人の森林 | 78 | 18,076,500 |
| うちマロアナ集団の森林 | 48 | 9,118,048 |
| 許しを請わず | 23 | 6,392,484 |
| 自分か父母・兄弟の森林 | 22 | 5,804,676 |
| その他の村人の森林 | 1 | 587,808 |

出所) 聞き取り調査および計測調査より作成した。

注) 事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

父母・兄弟とは、採集者にとっての実の父母・兄弟を指す。

サゲオナ村からのサゴヤシの葉の採集についても、採集者、その実の父母兄弟、故人以外の村人が優先利用権を保有していたサゴヤシから採集を行った9事例34,113枚のすべてで、優先利用権保有者に許しを得て採集を行っていた(表3-26)。

ニツパヤシについては、採集者の実の父が優先利用権を持つ原生林で採集を行った1事例を除き、他村のチーフもしくは対象地域の利用権保有者に許しを請うて、採集を行っていた(表3-23)。

表3-26 サゲオナ村からのサゴヤシの葉の採集事例

| 調達地・調達方法 | 事例数 | 枚数 |
|-------------------|-----|--------|
| 許しを請うた | 9 | 34,113 |
| 父母・兄弟が管理していたサゴヤシ | 0 | 0 |
| その他の村人が管理していたサゴヤシ | 9 | 34,113 |
| 許しを請わず | 11 | 47,728 |
| 採集者自身が管理していたサゴヤシ | 6 | 25,295 |
| 父母・兄弟が管理していたサゴヤシ | 4 | 12,193 |
| 故人が管理していたサゴヤシ | 1 | 10,240 |
| 合計 | 20 | 81,841 |

出所) 聞き取り調査および家屋の計測調査より作成した。

注) 父母・兄弟とは、採集者にとっての実の父母・兄弟を指す。

故人とは、採集時にすでに死去していた者を指し、採集者の父母・兄弟は含まない。

また、他村で建築用樹木の伐採やサゴヤシ、ニツパヤシの葉の採集許可を得る際に、金銭のやり取りは全く行われていなかった。これは、村内での建築用樹木の伐採、サゴヤシの葉の採集についても同様であった。

しかしながら、建材の購入が行われていなかったわけではない。2世帯が屋根にトタンを用いていたほか(表2-6)、家屋に用いられている全建材のうち、他村から製材品を購入した材積が11.9%あった(図3-10)。

主な購入先となっていたのはヴァングヌ島バトゥナ村である。他村から購入した建材

6,884,807 cm³のうち、バトゥナ村から購入した製材品の材積は、3,242,759 cm³、47.1%を占めていた(表 3-27)。

バトゥナ村では、1920年代に SDA が発電機とともに製材機を設置しており、バトゥナ村周辺の森林で伐採したカロフィルムなどを製材品として加工し、他島へ販売するのみでなく、教会施設や地域住民への製材品の供給、販売を行っていた(Bennett, 2000: 76)⁹⁰。

ビチェ村で初めて、バトゥナ村の製材品を利用したのは、ククーであった。詳細な年月日は不明であるものの、1950年代にククーはバトゥナ村を訪れ、製材作業を手伝うとともに、製材品の一部を入手し、ビチェ村の自らの家屋に利用していた。

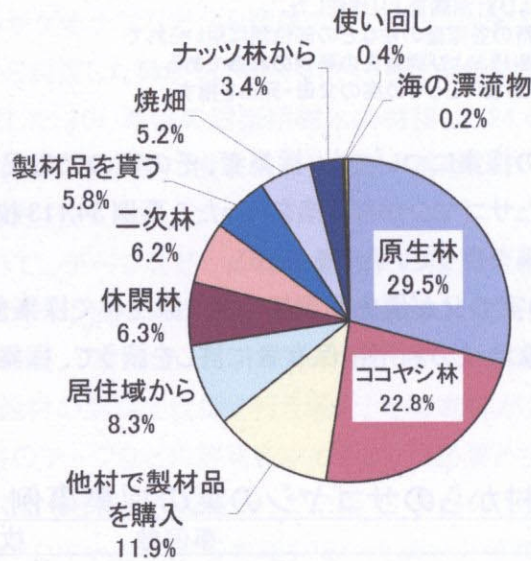


図3-10 建材の調達地・調達方法別材積割合
出所) 2001年の調査時に在村しており、家屋の改築作業中ではなかった15世帯を対象とした聞き取りおよびメジャーを用いた計測調査から作成した。

表3-27 製材品の購入地別事例数および材積

| 購入地 | 事例数 | 材積 (cm ³) | 割合 (%) |
|--------|-----|-----------------------|--------|
| ペアヴァ村 | 2 | 941,976 | 13.7 |
| ソンピロ村 | 3 | 317,352 | 4.6 |
| ペンジュク村 | 3 | 525,120 | 7.6 |
| バトゥナ村 | 9 | 3,242,759 | 47.1 |
| ホニアラ | 7 | 1,857,600 | 27.0 |
| 合計 | 24 | 6,884,807 | 100.0 |

出所) 聞き取り調査および計測調査より作成した。

注) 事例数とは、15世帯の各家屋の柱などの部位別に用いられている建築用樹木の樹種および調達先の事例の総数である。

⁹⁰ SDAによる製材機の設定は、バトゥナ村および周辺地域の人々が、遅くとも1920年代には、建築用樹木などの森林資源の経済的価値への認識を持ち始めていたであろうことを示している。

さらに1964年には、ヴァングヌ島の東南部にある慣習地、Lot8を政府に貸すことで、ヴァングヌ島やビチェ村の人々の一部が利用権料を得ていた。Lot8は、ヴァングヌ島東南部のバトゥトウ(Batulotu)川からサングヴィ(Sanggivi)川までの土地であり(図1-4)、マロアナ集団が所有していた土地の一部であった。

マロアナ集団のbangaraであったタルジルは、ビチェ村に暮らしながらもヴァングヌ島東南部のbangaraとなっていた。1945年にタルジルが死去すると、ヴァングヌ島に住んでいたタルジルの弟ノンブがbangaraとなり、1948年のノンブの死後は、タルジルの次男であるククーがbangaraとなった⁹¹。

Lot8では、1992年にマレーシア系伐採企業SP社が商業伐採を始め、マロアナ集団にあたるヴァングヌ島住民やガトカエ島住民の一部、ビチェ村においてもククーやビルスなどが、伐採権料やチェーンソー、船外機などを獲得していた⁹²。1960年代以降、ビチェ村の人々は、ソロモン諸島政府や外国企業などの外部者にヴァングヌ島の土地および森林資源を利用させることで、現金を得るという経験を始めていたのである。

しかしながら、1990年代前半において、ガトカエ島とヴァングヌ島のいずれの森林における建築用樹木の伐採についても、村人同士で金銭のやり取りが行われることはなかった。

建築用樹木などの森林資源を製材品として加工することによって生じる経済的価値が認識され、また製材品の購入、外部者による森林の利用権料の支払いが行われ続けてきたものの、村人や周辺村住民による建築用樹木の伐採のための料金の設定や現金の支払いがnoroとみなされてはいなかったのである。

4.4. 小括

1980年代半ばまで、ビチェ村の人々は貴重な資源であるカツオや石、カナリウムナッツを他者にも気前良く振舞うという「豊かさ」を享受していた。しかしながら、1990年代に入り、木彫り細工用樹木や石彫り用石、ナマコやイセエビ、ヤシガニが収入源となるにつれて、ビチェ村やブロ島、および周辺海域に関する四分化境界の強調が進むこととなった。ビチェ村やブロ島、および周辺海域の資源の販売目的での利用権は、VP集団の成員にのみ認められた成員利用権となっていったのである(表3-28)。

VP集団、もしくはビチェ村以外の人々と資源を共同で利用するという「豊かさ」のみでなく、VP集団もしくはビチェ村に暮らすVP集団のなかで資源を共同利用し、各人が収入を得るとい

⁹¹ ノンブは、ロケ(Roke)とともに、ヴァングヌ島周辺にあるモクアナ(Mokuana)島、ティヴァ・テ・ソレカナ(Tiva te solekana)島、フル・マサウ(Huru masau)島、イヴィ(Ivi)島を、植民地政府の求めに応じて、1914年に譲渡していた。譲渡の見返りとして、斧とタバコなどがノンブらに与えられた。

ククーの兄ビルスは、気が荒すぎるとの理由から、マロアナ集団のbangaraに選ばれることはなかった。

⁹² SP社は、マレーシアのKumplan Emas Berhad社の子会社であり、政府による伐採規制を無視し、地域住民の慣習的聖域などを破壊したため、1994年以降、複数回、操業停止処分を受けていた(Bennett, 2000: 287-288, 344)。

う「豊かさ」を追求する意識が村人のなかで強まっていったといえよう。

さらには、伐採企業や政府、ソロモンタイヨー社、外国漁船などの来島にともない、ガトカエ島の人々は土地や海域の利用料の支払いを外部者に求めていくようになっていった。

vinari tokae のような共同労働も、カナリウムナッツ採集時には他村に暮らす M 集団の成員を交えて行われていたものの、ワルサ漁やコプラ販売が衰退した 1980 年代末以降、村全体で行われるような共同労働についても衰退することになった。村人同士での雇用労働は行われていなかったものの、他村に暮らす M 集団を加えた広い範囲での相互利用ネットワークは、日常的ではなく、限定的なものになっていたのである(図 3-11)。

1980 年代後半から 1990 年代前半にかけて、新たな収入源を模索するビチェ村の人々は、M 集団というつながりではなく、VP 集団、さらにはビチェ村に暮らす VP 集団というつながりを強めていくようになった。そしてビチェ村および周辺の資源が収入源に変わるなかで、ガトカエ島の四分化境界が部分的に強調されるようになったのである。

その一方で、M 集団やマロアナ集団のような、ビチェ村内部および周辺の親族集団とのつながりが絶たれていたわけではなく、建材は他村の M 集団や他島のマロアナ集団が利用権を持つ森林からも無償で調達されていた。ビチェ村に暮らす VP 集団というつながりを強めていく一方で、M 集団やマロアナ集団とのつながりも維持され、資源の共同利用がなされていたのである。

表3-28 ビチェ村の資源利用権の動態(1980年代～1990年代前半)

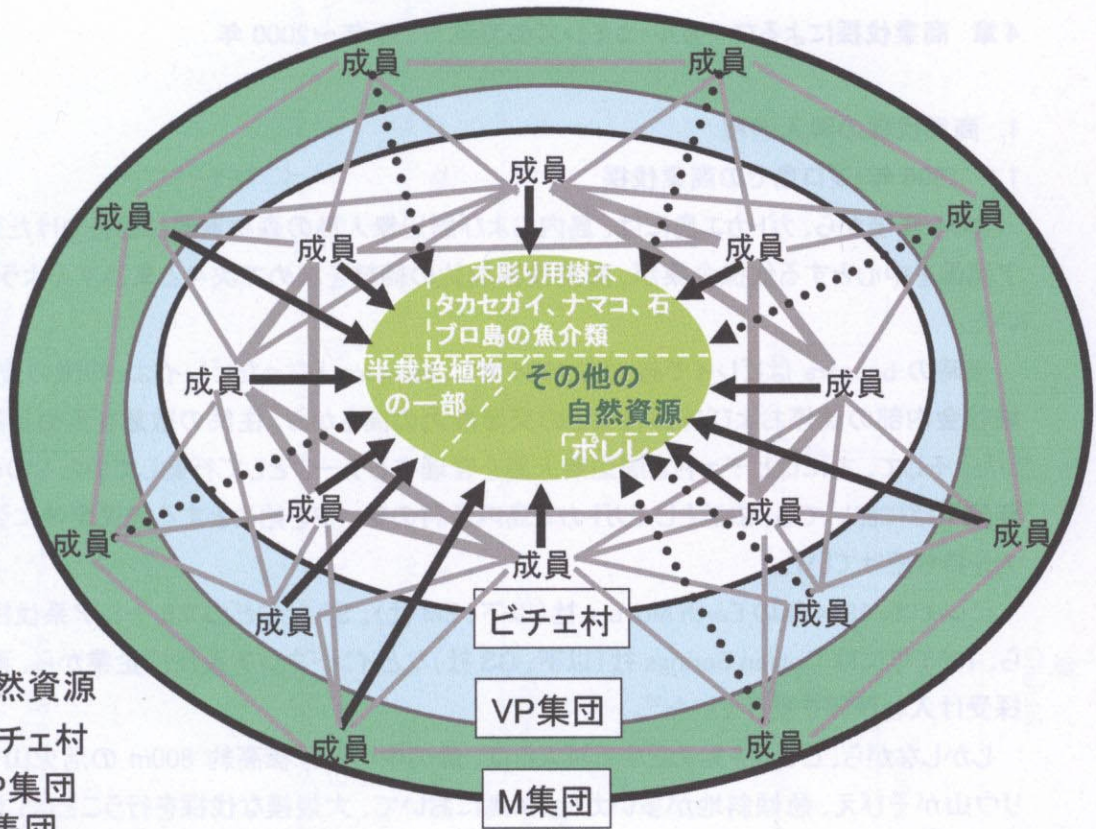
| 共同利用集団 | 利用権 | 1980年代 | 1990年代前半 |
|-----------------|-------|---|---|
| M集団のみ | 成員利用権 | 野生の動植物、石 (木彫り細工用樹木以外) 相互利用ネットワーク | 野生の動植物、石 (木彫り細工用樹木 魚介類以外) 相互利用ネットワーク |
| | 優先利用権 | 全ての栽培植物、飼育動物 半栽培植物の一部 (ココヤシ、サゴヤシ カナリウムナッツ) 焼畑用地(タンバカ) | 全ての栽培植物、飼育動物 半栽培植物の一部 (ココヤシ、サゴヤシ カナリウムナッツ) 焼畑用地(タンバカ) |
| VP集団のみ | 成員利用権 | 木彫り細工用樹木 | 木彫り細工用樹木 タカセガイ、ナマコ、石 ブロ島周辺の魚介類 |
| | 優先利用権 | 半栽培植物の一部 (グメリナ、建築用樹木) | 半栽培植物の一部 (グメリナ、建築用樹木) |
| ビチェ村の VP集団のみ | 成員利用権 | 焼畑用地(チュピウル) | |
| | 優先利用権 | 焼畑用地(ポレレ) | 焼畑用地(ポレレ) |

出所)聞き取り調査より作成した。

注)共同利用集団とは、他集団に許しを請うことなく各資源を共同利用している集団を示している。

グメリナはカヌーに用いられる樹木であり、木彫り細工用樹木とはコクタン、インドシタン、キバナイヌジシャなどである。

利用権が変化した資源については、太字斜体で記した。



- 自然資源
- VPグループ
- Mグループ

- 自然資源の無償利用(利用権あり)
- ⋯→ 自然資源の利用(利用権なし・一部有償)
- 相互利用ネットワーク(無償かつ日常的)
- 相互利用ネットワーク(無償だが限定的)

図3-11 1990年代前半のビチエ村のローカル・コモンズ

出所)筆者作成。

注)1960年代以降、ビチエ村はVPグループのみが居住する村となった。

各グループにはメンバーと結婚した他グループ出身者も含まれる。

VPグループの一部は、ペアヴァ村などにも居住している。

木彫り用樹木とは、木彫り細工用樹木の略である。

半栽培植物の一部とは、半栽培されているグメリナ、建築用樹木の一部を指す。